

質問回答書(1回目)

次の工事に関する質問に回答します。

令和8年7月24日

工 事 名 : R8阿耕 長寿命化 新井堰 下部工事

路線名等 : 新井堰地区

工事箇所 : 阿南市山口町

No	質問内容	回答
1	(大型土のうについて)	
	① 大型土のうの中詰材について、購入土として計上されていますが、購入土材の数量が 0.000m ³ と記載されています。中詰材は購入土と流用土のいずれとして積算すればよろしいでしょうか。流用土の場合は、流用元の箇所及び運搬距離をご教示願います。	B単28号及びB単35は購入土であり、「S単9号」で中詰材を計上。B単48号は「購入土」と記載があるが、正しくは「流用土」である。なお、中詰材は計上していない。流用元は阿南市七見町、L=11.7km。
2	(製作ヤードについて)	
	① 大型土のうの製作数量が多量であり、現場内での製作ヤードの確保が困難と思われます。製作ヤードの貸与予定はございますか。	現場付近にヤードを借地予定である。
	② 製作ヤードを受注者が場外に別途確保する場合、当該用地の借地料及び製作場所から施工箇所までの運搬費用は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	上記借地ヤードで計画しているため、設計変更の対象外とする。
3	(総合評価に関する事項「企業の施工能力の評価(同種工事の施工実績)」について)	
	① 同種工事の定義に「国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した」とありますが、市町村が発注した工事も『地方公共団体』に含まれるものと解してよろしいでしょうか。	含まれる。
	② 工事成績評定点については建設工事の種類が鋼構造物工事に限る旨の記載がありますが、同種工事の施工実績については、鋼構造物工事以外の工事種別で契約した工事であっても、ゴム引布製起伏堰(H=1.0m以上)製作・据付(修繕、補修工事を含む。)の元請として施工した実績であれば評価対象となりますでしょうか。	評価の対象となる。